

各建設業関係団体の長  
各委託業務関係団体の長 } 様

愛媛県土木部長  
(公印省略)

県発注工事の入札不調対策に係る特例措置の継続について。(通知)

本県では、平成 25 年 2 月より実施している次の入札・契約制度の特例的緩和措置について、今後も建設業界の技術者不足等に起因する入札不調が懸念されることから、来年度も継続することとしたので、お知らせします。

なお、平成 30 年 7 月豪雨災害に係る災害復旧工事等における主任技術者の専任要件及び現場代理人の常駐義務の特例措置対象工事については、平成 30 年 9 月 25 日付 30 土第 434 号愛媛県土木部長通知のとおりであり、取扱いに変更はありませんので申し添えます。

記

1 特例措置の概要

(1) 主任技術者の兼任要件の緩和

工事現場間相互の間隔が 10 km 以内の工事 2 件について兼任可

(2) 現場代理人の設置に係る取扱いの緩和

(ただし、本県工事以外の工事との兼任は、当該発注機関の承諾がある場合に限る。)

① 兼任要件の緩和

○ 設計金額の上限引き上げ

3,500 万円未満 (建築一式工事は 7,000 万円未満)

○ 兼任件数の緩和

現場代理人 1 人に対して 3 件以内

(ただし、県工事以外の工事と兼任する場合は 2 件まで)

○ 現場間の距離要件の緩和

現場間の移動時間が 30 分以内又は同一建設部・土木事務所管内

② 主任技術者の兼任が認められた工事の現場代理人の兼任承認

建設業法施行令第 27 条第 2 項の規定により主任技術者の兼任が認められた工事は、2 件まで兼任を認める。現場間距離 10km 以内

③ 雇用要件の緩和

○ 現場代理人変更時の雇用要件の緩和

受注者と変更日の前日以前に直接的な雇用関係があること。

「直接的な雇用関係」とは、現場代理人とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係 (賃金、労働時間、雇用、権利構成) が存在することをいい、したがって、在籍出向者や派遣社員については直接的な雇用関係にあるとはいえない。

(3) 入札者数の取扱いの緩和

全ての県発注工事及び工事に係る調査、測量、設計業務の入札において、入札者が 1 者の場合でも入札を有効とする。

(4) 相指名業者への下請制限の緩和

指名競争入札における同一の入札参加者への下請について、受注者からの申請により原則承認する。

(5) 配置予定技術者の入札参加要件の緩和

C等級対象工事（土木・建築設計金額 3,000 万円未満、その他設計金額 1,500 万円未満）については、入札参加要件として配置予定技術者の従事経験は求めない。（ただし、企業の施工実績は従来どおり求める。）

2 特例措置の適用対象

本県発注の建設工事及び工事に係る調査、測量、設計業務について適用する。

3 特例措置の適用期間

特段の入札制度改善がある場合を除き、今年度適用した上記取扱いを来年度においても継続して適用する。

問い合わせ先

〔建設業法における主任技術者関係〕

愛媛県土木部土木管理局土木管理課建設業係

松代、三木、西田、楠

TEL：089-912-2644（係直通）

〔入札契約制度関係〕

愛媛県土木部土木管理局土木管理課契約係

菅、木戸岡、峯松、西谷

TEL：089-912-2643（係直通）